



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月29日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人N E X T須坂

3 代表者の氏名

北澤 正

4 主たる事務所の所在地

須坂市大字須坂1591番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や地域経済関係諸団体と協働して、地域が持つ有形無形の資源を掘り起こし、あるいは活用することにより、地域で暮らす人々が、安心して、健康で心豊かな生活と、活力ある地域産業を営むために必要な諸事業を行い、個性と活力に満ちあふれた地域づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月29日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まごころ

3 代表者の氏名

宮地 優

4 主たる事務所の所在地

上田市下之条804番地39

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅において介護、援助が必要な高齢者や心身障害者（児）及びその家族、その他援助を必要としている人々に対して、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービス等を提供し、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課

公告

平成25年7月22日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年7月29日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月29日

長野県下伊那地方事務所長 石田 訓教

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県営住宅丸山団地外7団地消防用設備点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備の点検

(3) 履行期間

契約日から平成26年2月21日まで

(4) 履行場所

飯田市今宮町2丁目112-7

県営住宅丸山団地外7団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本店を有する者であること。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

飯田市追手町2丁目678

長野県下伊那地方事務所 建築課

電話 0265(53)0433(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月23日(金) 午前10時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 202号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月16日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年8月22日(木)までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成25年7月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて銃砲又は空気銃(以下「銃砲等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに銃砲等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により銃砲等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月3日 (火)	午後1時 から 午後4時 まで	佐久会場	佐久市佐久平駅南4-1 佐久勤労者福祉センター	60名
9月10日 (火)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020 松本合同庁舎	60名
9月25日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	伊那会場	上伊那郡箕輪町大字 中箕輪10284-1 地域交流センター みのわ	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
銃銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
銃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、銃銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課